参考資料１

水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会について

平成22年１月27日制定
水　産　庁　長　官

第１　開催

水産関係公共事業の事業評価実施要領（平成11年８月13日付け11水港第3362号）第10の規定に基づき、「水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会」（以下「技術検討会」という。）を開催するものとする。

第２　構成

１　技術検討会は、委員４名以内をもって開催する。
２　委員は、国、都道府県その他行政団体に属する者以外の者をもって構成する。
３　委員は、非常勤とする。
４　委員の任期は、２年間とする。ただし、再任を妨げない。
５　技術検討会に、参考人を出席させることができる。

第３　座長

１　技術検討会に座長をおき、委員の互選によって選任する。
２　座長は、会務を総理し、技術検討会を代表する。
３　座長に事故があるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代理する。

第４　運営

１　技術検討会は、水産庁が行う公共事業の事業評価について、専門的立場から技術的助言を行うことにより、評価の客観性、評価手法の向上等を図るものとする。
２　技術検討会の運営については、次のとおりとする。
（１）会議は、公開とする。
（２）会議の資料は、会議終了後、ホームページへの掲載等により公表する。
（３）会議の議事録については、会議終了後、委員の了解を得た上で、ホームページへの掲載等により公表する。
３　２にかかわらず、個人の権利・利益を害するおそれのある場合、企業秘密にふれることとなる場合等であって、技術検討会が必要と判断したときは、会議を非公開とし、会議資料を非公表とすることができる。

第５　その他

１　技術検討会の庶務は、水産庁漁港漁場整備部計画課において処理する。

水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会
委　員　名　簿

敬称略、五十音順

氏　名	役　職
岡安（おかやす）　章夫（あきお）	東京海洋大学　海洋科学系　海洋環境学部門　教授
中村（なかむら）　良平（りょうへい）	岡山大学大学院　社会文化科学研究科　経済学部　教授
古屋（ふるや）　温美（あつみ）	室蘭工業大学　地域共同研究開発センター　准教授
安永（やすなが）　義暢（よしのぶ）	一般社団法人　全国水産技術者協会　理事

参考資料２

水産関係公共事業における事業評価について

１．事業評価の位置づけ

水産関係公共事業の事業評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）に基づき農林水産大臣が決定した「農林水産省政策評価基本計画」及び「農林水産省政策評価実施計画」のもと行われるものであり、「水産関係公共事業の事業評価実施要領」を策定して実施している。

２．事業評価の流れ

事業評価は、事前評価、期中の評価、完了後の評価の順に各段階に分けて行う。（別紙１参照）

(1) 事前評価

事業採択の適正な実施に資する観点から、別紙２のチェックリストに基づき評価を行う。事前評価の対象は、基本的に総事業費 10 億円以上の事業実施予定地区とする。（10 億円未満の事業実施予定地区についても、事業採択の適正な実施に資する観点から必要な措置を講じることとしている。）

(2) 期中の評価

事業継続等の方針の決定に資する観点から、事前評価の際に評価した内容及び別紙３の評価項目について点検し、「事業の継続」、「計画の変更」、「休止」、「中止」のいずれかの方針を決定する。

評価時期としては以下のとおり。（ただし、評価実施年度に事業が完了する地区については評価を行わない。）

① 事業採択から未了のまま 10 年を経過した時点
② 事業採択から未着手のまま 5 年を経過した時点
③ 事業採択から 10 年を超えて継続する場合、直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年ごと
④ その他漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた場合

(3) 完了後の評価

対象事業について必要な措置を講ずるとともに、事業のあり方の検討等を行う観点から、総事業費 10 億円以上の事業実施地区について、事業完了後一定期間（おおむね５年）経過後、事前評価や期中の評価の内容、事業の実施過程等を踏まえ、以下の項目に関する効果等を把握し、さらなる施設の利用・保全の促進を図るものとする。

①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
②事業効果の発現状況
③事業により整備された施設の管理状況
④事業実施による環境の変化
⑤社会経済情勢の変化
⑥今後の課題等

（別紙１）

水産関係公共事業事業評価体系図

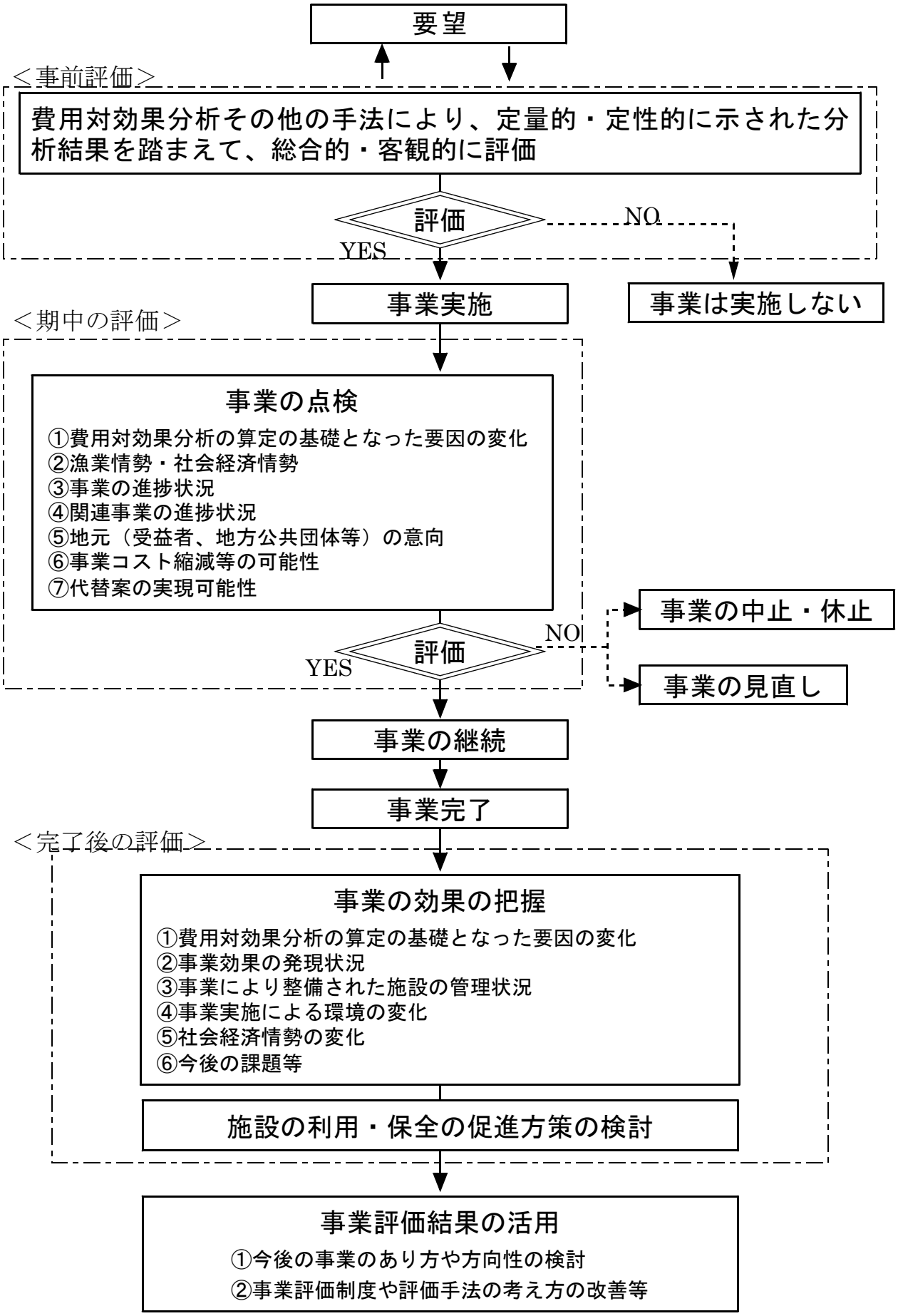

（別紙２）

＜事前評価のチェックリスト＞

（都道府県名：　　）　（所管：　　）　（地区名：　　）
（事業名：　　）

（１）必須項目

以下に示す必須項目は水産関係公共事業（地域再生基盤強化交付金及び農山漁村地域整備交付金に係る事業（以下「交付金に係る事業」という。）、水産物供給基盤機能保全事業、災害復旧事業並びに国が行う特定漁港漁場整備事業のうち漁港漁場整備法第４条第１項第１号の補修に係る事業を除く。）の共通項目であり、各項目について〇又は×の評価を行う。

項　　目	内　　容	評価
１　事業の必要性	水産基盤整備事業にあっては、今後の水産基盤整備事業の柱となる「我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上」、「国際競争力の強化と力強い産地づくりの推進」、「水産物の安定的な提供等を支える安全で安心な漁村の形成」を図る計画になっているかを確認する。 漁港海岸事業にあっては、「津波、高潮、波浪、侵食等の海岸災害からの海岸の防護」、「海岸の防護とともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用」を図る計画になっているかを確認する。	
２　事業採択要件	各補助金交付要綱、要領及び要領の運用等に記載された事業採択要件を満足しているか確認する。	
３　調　　査 事業を実施するために必要な基本的な調査	以下に掲げた項目についての基本的な調査が完了しているかを確認する。 ①利用面、防護面、施工面等から適切な位置を選定するための地理的条件、自然条件に関する基本的な調査 例）　周辺の深浅図、潮位、波浪、漂砂、背後地の状況等 ②施設の利用の見込み等に関する基本的な調査 例）　水産業の動向・将来予測、係船岸の利用、用地（水面を含む）の利用、港内静穏度（シミュレーション）、海岸の利用状況等 ③自然環境、生活環境等の周辺環境及びそれに与える影響の把握 例）　生息する動植物、水質・底質、藻場の分布等	
４　調　　整 事業を実施するために必要な調整	以下に掲げた項目についての調整が完了しているかを確認する。 ①地元との調整 地元漁業者、地元住民等の同意が得られているか。地域の声が反映されているか。 ②関係部局等との調整 関係都道府県、関係市町村、関係部局（隣接海岸、道路、河川、港湾、環境等）との事前調整が図られているか。	
５　事業の投資効果が十分見込まれること	費用便益比≧1．0であることを確認する。	

（２）優先配慮項目

水産関係公共事業

分類項目				評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目		小項目				
有効性	生産力の向上と力強い産地づくり	生産	水産資源の保護・回復	水産資源の維持・保全	A	当該海域において不足する水産資源の成長段階に応じた生育環境が確保され、かつ、不足する水産資源の生育環境のネットワーク化が期待される。	
					B	当該海域において水産資源の成長段階でみた場合に不足する生育環境の確保が期待される。	
					C	当該海域において水産資源の成長段階でみた場合に生育環境の維持・保全が期待される。	
					D	上記以外である。	
					―	該当なし。	
				資源管理諸施策との連携	A	当該事業が関係する地域における資源管理への取り組みや栽培漁業との連携の下に実施され、資源管理体制が構築されている。	
					B	今後、当該事業に関連する資源管理計画または栽培漁業計画を作成する予定であり、資源の持続的利用が期待される。	
					C	当該事業において資源管理計画や栽培漁業計画の作成を検討中である。	
					D	上記以外である。	
					―	該当なし。	
			漁家経営の安定（水産物の安定供給）	生産量の増産（持続・増産・下降抑制）	A	当該海域において、資源状態が悪化し生産量の減少が著しい魚種もしくは減少が懸念される魚種を対象に、生産量の持続化を図る施策である。	
					B	当該海域において、A以外の魚種を対象とし、資源量の減少の懸念がなく安定して増産が期待される施策である。	
					C	当該海域において、A以外の魚種を対象とし、資源量の減少の懸念がなく現在の生産量を維持していくための施策である。	
					D	上記以外である。	
					―	該当なし。	
				生産コストの縮減等（効率化・計画性 の向上）	A	当該事業によって、効率的・計画的な漁業生産が実現され、大幅な生産コストの縮減が図られる。	
					B	当該事業によって、大幅な生産コストの縮減は期待できないが、今後の地域の漁業における効率化の進展や計画性の向上が見込まれる。	

分類項目				評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目		小項目				
					C	当該事業による労働環境の改善等が期待される。	
					D	上記以外である。	
					ー	該当なし。	
			水域環境の保全・創造	水質・底質の維持・改善	A	当該事業によって、当該水域の水質・底質の改善が期待でき、水産資源の生息環境の保全・創造に資する取組である。	
					B	当該事業によって、当該水域の水質・底質の改善が期待される。	
					C	当該事業によって、当該水域における水質・底質の維持が期待される。	
					D	上記以外である。	
					ー	該当なし。	
				環境保全効果の持続的な発揮	A	当該事業による環境保全・水産資源の生息環境の保全・創造効果が持続的に発揮されるよう、海域環境の変動に順応した対策手法が導入されており、加えてこの効果が維持されるよう施設の管理体制の構築が期待される。	
					B	当該事業による環境保全効果が持続的に発揮されるよう、海域環境の変動に順応した対策手法が導入されている。	
					C	順応的な管理手法を導入した事業ではないものの、当該事業による環境保全効果の持続的な発揮が十分期待される取り組みである。	
					D	上記以外である。	
					ー	該当なし。	
		陸揚げ荷捌き集出荷流　通加　工	安全・安心な水産物提供	品質確保	A	衛生管理の強化によって、食品衛生法に基づく安全性の確保が期待され、衛生細菌の混入防止、及び、水産物の劣化防止が期待される。	
					B	衛生管理の強化によって、食品衛生法に基づく安全性の確保が期待され、衛生細菌の混入防止、または、水産物の劣化防止が期待される。	
					C	衛生管理の強化によって、食品衛生法に基づく安全性の確保が期待される。	
					D	上記以外である。	
					ー	該当なし。	
				消費者への安定提供	A	水産物の流通安定化に向けたロットの確保につながる施策である。	
					B	陸揚げ・出荷時間ロス解消や漁港における準備作業・漁船の休憩のための作業時間の短縮につながる施策である。	
					C		

分類項目				評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目		小項目				
					D	上記以外である。	
					―	該当なし。	
			漁業活動の効率化	漁港機能の強化	A	産地市場の統合化の推進につながる施策である。	
					B	周辺漁港との間で漁港の役割分担が明確であり、その役割を果たすための施策である。	
					C	役割分担が明確とは言えないものの、漁港利用上の機能の強化が期待される施策である。	
					D	上記以外である。	
					―	該当なし。	
			労働環境の向上	就労改善等	A	生命財産の保全に加えて、高齢者の活動や女性の参画に配慮した施策であり、生産効率が高まることが期待される。	
					B	高齢者の活動や女性の参画や新規漁業者の参入に配慮した施策となっている。	
					C	漁業者の利便性の向上につながる施策である。	
					D	上記以外である。	
					―	該当なし。	
		生活	生活者の安全・安心確保	定期船の安定運航	A	生活物資、人等を運搬する定期船の発着時の静穏度向上等による運航の安定化に資する施策となっている。	
					B	生活物資、人等を運搬する上で必要な規格の定期船が発着できる施策となっている。	
					C	生活物資、人等を運搬する定期船に求められる必要諸元に必ずしも対応していないが、定期船の航路確保につながる施策となっている。	
					D	上記以外である。	
					―	該当なし。	
				災害時の緊急対応	A	地域防災協議会が組織される等、ハード面・ソフト面の一体的な取り組みが行われ、効率的かつ効果的な防災活動が期待される。	
					B	地域防災協議会が組織される等、効率的かつ効果的な防災活動が期待される。	
					C	地域防災協議会の組織化等が期待される。	
					D	上記以外である。	
					―	該当なし。	
効率性	コスト縮減対策			計画時におけるコスト縮減対策の検討	A	既存ストックの有効活用等を含めた総合的な施策であり、コスト縮減が期待される。	
					B	既存ストックの有効活用等を含めた総合的な施策である。	

分類項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
				C	新規整備による効果のみを期待する施策である。	
				D	上記以外である。	
事業の実施環境等	他計画との整合		地域の水産関連計画等との整合性及び地元調整	A	当該事業が、他の水産関連計画の推進につながるものと期待される。	
				B	当該事業が、他の公共事業計画の推進につながるものと期待される。	
				C	当該事業が、他計画の妨げとなることのないよう十分留意した計画となっている。	
				D	上記以外である。	
				―	該当なし。	
	他事業との調整・連携		他事業との調整・連携	A	水産振興計画等に位置づけられる他事業との連携効果が期待される。	
				B	水産振興計画等に位置づけられない他事業との連携により、事業目的にあった連携効果が期待される。	
				C	事業目的とは別に他事業との連携効果が期待される。	
				D	上記以外である。	
				―	該当なし。	
	循環型社会の構築		リサイクルの促進	A	リサイクル材の活用が見込まれ、持続可能な環境保全が期待される施策である。	
				B	リサイクル材の活用は見込まれないが、持続可能な環境保全が期待される施策である。	
				C		
				D	上記以外である。	
				―	該当なし。	
	地域に与える効果		産業誘発効果等	A	整備施設の活用により地域産業誘発効果等が期待され、域内外に波及効果が期待できる。	
				B	整備施設の活用により地域産業誘発効果等が期待されるものの、域内にのみ波及効果がある。	
				C		
				D	上記以外である。	
	環境への配慮		生態系への配慮等	A	事業実施時に生態系等の自然環境への影響を抑制するだけでなく、事業実施により現状の自然環境の改善にも配慮した施策となっている。	
				B	事業実施時に生態系等の自然環境への影響を抑制するよう十分に配慮した施策である。	
				C		

分類項目			評価指標	判定基準評価		評価
大項目	中項目	小項目				
				D	上記以外である。	
	多面的機能発揮に向けた配慮		多面的機能の発揮	A	事業目的以外の多面的機能の発揮を積極的に図っている施策である。	
				B	事業目的以外の多面的機能の発揮が期待できる、又は、機能の発揮が期待できるよう十分な配慮がなされた施策である。	
				C		
				D	上記以外である。	
				―	該当なし。	

漁村総合整備事業

分類項目			評価指標	判定基準評価		評価
大項目	中項目	小項目				
有効性	安全・安心で快適な漁村の形成	衛生を含む生活環境や労働環境の改善	生活・労働環境の向上（都市との格差是正）	A	地域住民等による取組との連携の下、安全性、快適性等生活・労働環境の向上効果が見込まれる計画となっている。	
				B	安全性、快適性等生活・労働環境の向上効果が見込まれる計画となっている。	
				C	安全性、快適性等生活・労働環境のいずれかの向上効果が見込まれる計画となっている。	
				D	上記以外である。	
				―	該当無し。	
		防災力の向上	ハード面・ソフト面一体的な防災対策	A	漁業地域防災協議会等の設置を通じ、ハード面・ソフト面一体的な地域防災力の向上を図る計画となっている。	
				B	ハード面・ソフト面一体的な地域防災力の向上を図る計画となっている。	
				C	ハード面の整備により、地域防災力の向上を図る計画となっている。	
				D	上記以外である。	
				―	該当無し。	
		良好な景観の形成や文化等への配慮	景観形成と地域特性への配慮	A	地域住民等による取組との連携の下、伝統文化の保全・継承に配慮した上で、良好な漁村景観の保全・形成に資する計画となっている。	
				B	伝統文化の保全・継承に配慮した上で、良好な漁村景観の保全・形成に資する計画となっている。	
				C	良好な漁村景観の保全・形成に資する計画となっている。	

分類項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
				D	上記以外である。	
				―	該当無し。	
	地域の特性を活かした意欲ある取り組みの推進	都市との交流等	交流の促進等	A	地域の特性を活かした多様な主体の取組と連携し、都市との交流等による活力あるコミュニティーの形成に資する計画となっている。	
				B	地域の特性を活用し、都市との交流等による活力あるコミュニティーの形成に資する計画となっている。	
				C	都市との交流等による活力あるコミュニティーの形成に資する計画となっている。	
				D	上記以外である。	
				―	該当無し。	
効率性	コスト縮減対策		計画時におけるコスト縮減対策の検討	A	既存ストックの有効活用等を含めた総合的な施策であり、コスト縮減が期待される。	
				B	既存ストックの有効活用等を含めた総合的な施策である。	
				C	新規整備による効果のみを期待する施策である。	
				D	上記以外である。	
事業の実施環境等	他計画との整合		地域の水産関連計画等との整合性及び地元調整	A	当該事業が、他の水産関連計画の推進につながるものと期待される。	
				B	当該事業が、他の公共事業計画の推進につながるものと期待される。	
				C	当該事業が、他計画の妨げとなることのないよう十分留意した計画となっている。	
				D	上記以外である。	
				―	該当なし。	
	他事業との調整・連携		他事業との調整・連携	A	水産振興計画等に位置づけられる他事業との連携効果が期待される。	
				B	水産振興計画等に位置づけられない他事業との連携により、事業目的にあった連携効果が期待される。	
				C	事業目的とは別に他事業との連携効果が期待される。	
				D	上記以外である。	
				―	該当なし。	
	循環型社会の構築		リサイクルの促進	A	リサイクル材の活用が見込まれ、持続可能な環境保全が期待される施策である。	
				B	リサイクル材の活用は見込まれないが、持続可能な環境保全が期待される施策である。	
				C		
				D	上記以外である。	
				―	該当なし。	

分類項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
	地域に与える効果		産業誘発効果等	A	整備施設の活用により地域産業誘発効果等が期待され、域内外に波及効果が期待できる。	
				B	整備施設の活用により地域産業誘発効果等が期待されるものの、域内にのみ波及効果がある。	
				C		
				D	上記以外である。	
	環境への配慮		生態系への配慮等	A	事業実施時に生態系等の自然環境への影響を抑制するだけでなく、事業実施により現状の自然環境の改善にも配慮した施策となっている。	
				B	事業実施時に生態系等の自然環境への影響を抑制するよう十分に配慮した施策である。	
				C		
				D	上記以外である。	
	多面的機能発揮に向けた配慮		多面的機能の発揮	A	事業目的以外の多面的機能の発揮を積極的に図っている施策である。	
				B	事業目的以外の多面的機能の発揮が期待できる、又は、機能の発揮が期待できるよう十分な配慮がなされた施策である。	
				C		
				D	上記以外である。	
				―	該当なし。	

漁港海岸事業

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
有効性	防護	生命・財産についての安全性確保	津波・高潮に対する安全性の検討	A	当該海岸保全施設整備、及び老朽化対策により、想定津波高や計画高潮位に対する所要の安全性が確保され、評価の結果、目標とする防護面積・人口の達成あるいは回復が図られる等、背後地の被害の軽減が十分図られる。	
				B	当該海岸保全施設整備、及び老朽化対策のみでは、想定津波高や計画高潮位に対する所要の安全性の確保は困難なものの、一定の安全性は確保され、評価の結果、一定程度の防護面積・人口の増加あるいは回復が見込まれる等、背後地の被害の軽減が図られる。	
				C		
				D	上記以外の計画である。	
				―	該当なし。	
			ソフトと一体となった防災対策の有無	A	海岸事業で行うソフト対策と、地域防災計画に基づく津波または高潮に対する防災体制の整備、避難地の確保、的確な避難誘導のための住民への情報提供等の対策が調和・整合し、市町村一体となったソフト対策が講じられる。	

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
				B	海岸事業で行うソフト対策、又は、地域防災計画に基づく津波または高潮に対する防災体制の整備、避難地の確保、的確な避難誘導のための住民への情報提供等の対策が講じられる。	
				C	海岸事業で行うソフト対策、又は、地域防災計画に基づく津波または高潮に対する防災体制の整備、避難地の確保、的確な避難誘導のための住民への情報提供等の対策を、今後講じていく予定である。	
				D	上記以外の計画である。	
				―	該当なし。	
			耐震化の検討	A	特に地震対策が必要な地域において、想定する地震に対して対策が行われる計画である。	
				B	特に地震対策が必要な地域ではないが、過去の地震による被災などに基づき地震対策が必要とされる地域において耐震対策を行う計画である。	
				C		
				D	上記以外の計画である。	
				―	該当なし。	
		侵食に対する国土の保全	海岸侵食の防護・回復対策	A	過去の汀線の回復を図る計画となっている。	
				B	本事業では現状の汀線の防護を図ることとしているものの、最終目標としては、過去の汀線回復を図ることを目標とした計画となっている。	
				C	現状汀線の防護を図る計画である。	
				D	上記以外の計画である。	
				―	該当なし。	
	環境・利用	良好な海岸環境の保全に対するの配慮	自然環境・景観への配慮	A	学識者や地元住民などの第3者の意見、自然環境、景観などの海岸環境に関する文献などを参考にした上で、自然環境あるいは景観に配慮した整備を行う計画である。	
				B	自然環境、景観などの海岸環境に関する文献などを参考にした上で、自然環境あるいは景観に配慮した整備を行う計画である。	
				C	海岸管理者単独で自然環境や景観などの海岸環境に配慮した整備を行う計画となっている。	
				D	上記以外の計画である。	
				―	該当なし。	
		海辺に親しめる環境保全・創出	親水性の向上	A	人々が海辺に近づくことにより、親水性を確保できる計画となっている。	
				B	人々が海辺に近づくことができないものの、海を見ることができるなど、何らかの形で親水性に配慮した計画となっている。	
				C	今後、人々が海辺に親しむことのできる海岸の延長に繋がる計画である。	
				D	上記以外の計画である。	
				―	該当なし。	

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
効率性	コスト縮減対策		計画時におけるコスト縮減対策 の検討 （既存ストックの多機能化）	A	既存ストックの有効活用等を含めた総合的な施策であり、コスト縮減が期待される。	
				B	既存ストックの有効活用等を含めた総合的な施策である。	
				C	新規整備による効果のみを期待する施策である。	
				D	上記以外とする。	
事業の実施環境等	他計画との整合		地域の水産関連計画等との整合性及び地元調整	A	当該事業が、他の水産関連計画の推進につながるものと期待される。	
				B	当該事業が、他の公共事業計画の推進につながるものと期待される。	
				C	当該事業が、他計画の妨げとなることのないよう十分留意した計画となっている。	
				D	上記以外とする。	
				―	該当なし。	
	他事業との調整・連携		他事業との調整・連携	A	水産振興計画等に位置づけられる他事業との連携効果が期待される。	
				B	水産振興計画等に位置づけられない他事業との連携により、事業目的にあった連携効果が期待される。	
				C	事業目的とは別に他事業との連携効果が期待される。	
				D	上記以外とする。	
				―	該当なし。	
	循環型社会の構築		リサイクルの促進	A	リサイクル材の活用が見込まれ、持続可能な環境保全が期待される施策である。	
				B	リサイクル材の活用は見込まれないが、持続可能な環境保全が期待される施策である。	
				C		
				D	上記以外とする。	
				―	該当なし。	
	地域に与える効果		産業誘発効果等	A	整備施設の活用により地域産業誘発効果等が期待され、域内外に波及効果が期待できる。	
				B	整備施設の活用により地域産業誘発効果等が期待されるものの、域内にのみ波及効果がある。	
				C		
				D	上記以外とする。	
	環境への配慮		生態系への配慮等	A	事業実施時に生態系等の自然環境への影響を抑制するだけでなく、事業実施により現状の自然環境の改善にも配慮した施策となっている。	
				B	事業実施時に生態系等の自然環境への影響を抑制するよう十分に配慮した施策である。	
				C		
				D	上記以外とする。	

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
	多面的機能発揮に向けた配慮		多面的機能の発揮	A	事業目的以外の多面的機能の発揮を積極的に図っている施策である。	
				B	事業目的以外の多面的機能の発揮が期待できる、又は、機能の発揮が期待できるよう十分な配慮がなされた施策である。	
				C		
				D	上記以外とする。	
				ー	該当なし。	

（別紙３）

期中の評価の評価項目

指標	評価項目
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	・採択時の総費用、総便益及び分析結果 ・期中の評価時の総費用、総便益及び分析結果 ・便益項目
漁業情勢、社会経済情勢	
漁業情勢及び漁港施設、漁場施設等の利用状況と将来見通し	・計画策定後の利用漁船数、漁業生産量、漁業生産額の状況の当初想定との相違と将来見通し ・漁業形態、流通形態について当初想定との相違と将来見通し ・漁港施設等の利用状況について当初想定との相違と将来見通し
漁業集落の概況及び海岸保全施設、生活環境施設等の利用状況と将来見通し	・計画策定後の漁業集落に関わる社会経済状況、自然状況の当初想定との相違と将来見通し ・集落形態、地区産業の形態について当初想定との相違と将来見通し ・生活環境施設等の利用状況について当初想定との相違と将来見通し ・防護人口・資産について当初想定との相違と将来見通し ・背後地の土地利用形態、地域計画等について当初想定との相違と将来見通し
事業の進捗状況	・現時点までの進捗状況、今後の資金計画、整備スケジュール及び計画完了時の達成予測等
関連事業の進捗状況	・関連する他の事業との整備スケジュールの整合性と進度、整備における連携の可能性
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	・地元の意向
事業コスト縮減等の可能性	・新技術、新工法、新材料等の導入によるコスト縮減の可能性 ・計画手法及び設計方法の見直しによるコスト縮減の可能性 ・事業工程の見直しによる事業の効率化に伴う事業コストの縮減 ・関連する他の事業との連携によるコスト縮減の可能性
代替案の実現可能性	・代替案の実現可能性

参考資料３

水産基盤整備事業の概要

１　趣　旨

漁港漁場整備長期計画に基づき、重点的に取り組むべき次の課題について、水産基本計画との密接な連携のもと、総合的かつ計画的に整備を推進する。

（１）災害に強く安全な地域づくりの推進

東日本大震災からの復旧・復興及び全国の漁港・漁村の防災対策を推進するため、水産物の流通拠点漁港の耐震化、漁村の防災機能の強化を図る。

（２）水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進

水産物の流通拠点漁港における衛生管理対策に取り組むとともに、既存の漁港施設の長寿命化対策の実施、漁村の生活環境等の改善を図る。

（３）豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進

資源管理等と連携し、水産生物の生活史に配慮した漁場整備を推進し、良好な生息環境空間を創出する。

２　事業内容

（１）水産物の供給基盤の整備（水産物供給基盤整備事業）

①　直轄特定漁港漁場整備事業（漁港整備、フロンティア漁場整備）

国が実施する漁港及び漁場の整備

②　水産流通基盤整備事業(※1)

水産物の流通拠点（第3種漁港又は第4種漁港等）の漁港整備

③　水産物供給基盤機能保全事業（水産基盤ストックマネジメント事業）

漁港施設の長寿命化を図るための機能保全計画の策定及び機能保全工事の実施

④　漁港施設機能強化事業

高潮・高波対策及び地震・津波対策のための漁港施設の機能診断及び機能強化工事の実施

（２）水産資源の生息環境の整備（水産資源環境整備事業）

①　水産環境整備事業(※1)

水産資源の回復を図る漁場の整備や漁場の生産力改善を図る藻場等の整備

②　水産生産基盤整備事業(※1)

水産物の生産拠点漁港（第1種漁港～第4種漁港）と水産環境の一体整備

注）(※1)漁港漁場整備法に基づく特定漁港漁場整備事業を含む事業

３　平成２６年度概算決定額（平成２５年度当初予算額）

７２，１４９百万円（７２，１４９百万円）

※25年度当初予算額には、東日本大震災復興特別会計への繰り入れ分（津波対策2,410百万円）を含む。

※農山漁村地域整備交付金及び地域再生基盤強化交付金措置額を除く。

（水産庁漁港漁場整備部計画課）

水産基盤整備事業の費用対便益分析について

１．費用対便益分析の導入

水産基盤整備事業による費用対便益分析は、「水産関係公共事業の事業評価実施要領（H11.8.13 水産庁長官通知）」の中で、事業評価を行う際の一つの指標として位置付け、実施している。

また、費用対効果分析の分析手法については、学識経験者からなる委員会を設置し、費用対効果分析のガイドラインを取りまとめており、今後とも、可能な限り貨幣化を行うことができるよう、当該手法の改善に努めることとしている。

２．費用対効果分析手法の概要

（１）費用対便益の算定式

費用便益比（Ｂ／Ｃ）＝総便益額（Ｂ）／総費用額（Ｃ）

総費用額（Ｃ）＝ΣＣｎ’ Ｃｎ＝Ｃｎ×１／（１＋Ｒ／１００）^{n} Ｃｎ＝ｎ年における費用額	総便益額（Ｂ）＝ΣＢｎ’ Ｂｎ＝Ｂｎ×１／（１＋Ｒ／１００）^{n} Ｂｎ＝ｎ年における便益額

Ｒ：割引率（原則として４％）

ｎ：基準年を０とし、工事着工から完成後の施設の耐用年次までの期間

（２）主な便益算定項目

①水産物生産コストの削減効果
②漁獲機会の増大効果
③漁獲可能資源の維持・培養効果
④漁獲物付加価値化の効果
⑤漁業就業者の労働環境改善効果
⑥生活環境の改善効果
⑦自然環境保全・修復効果
⑧その他、漁業外産業への効果、漁港背後の資産の保全等の効果

注）各事業における費用対便益比についは、それぞれ目的、内容に応じて具体的算出方法を異にしていることから、各事業における費用対便益比はそのまま異なる事業との比較に用いることはできない。